

役員の内任年齢に関する規程

制定 平成25年 4月 1日

改正 平成27年 5月28日

第1条 公益社団法人全国火薬類保安協会の役員の内任年齢については、この規程の定めるところによる。

第2条 役員の内任年齢は、70歳までとする。
ただし、非常勤の会長及び副会長については、新任者の内任年齢は75歳までとし、再任者の内任年齢は80歳までとする。

第3条 役員の内任年齢が本協会の業務運営上特に必要である場合等であつて、公益法人としての適正な業務運営に照らして適切と判断される場合にあつては、前条の限りではない。
ただし、その場合は、総会の了解を要するものとする。

附 則 平成25年4月1日
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
ただし、現に役員の内任年齢にある者には、その任期が終了した日からこの規程を適用する。

附 則 平成27年5月28日
この規程は、平成27年5月28日から施行する。
ただし、現に役員の内任年齢にある者には、その任期が終了した日からこの規程を適用する。